

## 一般社団法人神奈川大学宮陵会委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人神奈川大学宮陵会定款第37条の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 組織委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 事業委員会
- (5) 女性委員会

(業務)

第3条 前条に定める委員会は、次に掲げる事項を業務とする。

(1) 総務財政委員会

- ① 総会、理事会の開催に関する事項
- ② 予算、決算その他財務に関する事項
- ③ 事務局所管に関する事項
- ④ 渉外に関する事項
- ⑤ その他上記事項に関連した事項

(2) 組織委員会

- ① 地域組織の運営活動に関する事項
- ② ブロック会議に関する事項
- ③ 組織の活性化に関する事項
- ④ その他上記事項に関連した事項

(3) 広報委員会

- ① 会誌、会報の編集、発行に関する事項
- ② 会のPRに関する事項
- ③ ホームページの管理運用に関する事項
- ④ その他上記事項に関連した事項

(4) 事業委員会

- ① 大学の教育、研究の振興の事業に関する事項
- ② 大学課外活動(体育、文化)の振興に関する事項
- ③ 奨学金給付、貸与事業に関する事項
- ④ 準会員の活動に関する事項
- ⑤ その他上記事項に関連した事項

(5) 女性委員会

- ① 女性会員の活動の活性化に関する事項
- ② 女性会員の懇談会等に関する事項
- ③ その他上記事項に関連した事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、理事会が正会員から選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員は、若干名とする。
- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は、妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長1名、副委員長を若干名置き、委員長は、原則として理事の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。副委員長は、原則として理事の中からもしくは委員から理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。  
ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 5 委員長は、議事録を作成し、会長へ報告しなければならない。

(特別委員会)

第7条 理事会は、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月5日から施行する。
- 2 一般社団法人神奈川大学宮陵会委員会規則（平成25年4月1日施行）は、廃止する。